

## 群馬県立女子大学客員教授等規程

(趣旨)

第1条 この規程は、群馬県立女子大学学則第13条第2項の規定に基づき、客員教授及び客員准教授（以下「客員教授等」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 客員教授等は、群馬県立女子大学（以下「本学」という。）における建学の理念の実現及び教育研究の充実に寄与することを目的として設置する。

(職務等)

第3条 客員教授等は、本学において主として教育又は研究に従事する。

2 客員教授等は、教授会の構成員とはならない。ただし、教授会から出席の要請があった場合は、出席し、意見を述べることができる。

(資格)

第4条 客員教授等は、本学の教育研究に関連する学問分野を専攻する者又は本学の教育研究の充実に資すると認められる者で、次の第一号から第三号までのいずれかに該当するものの中から委嘱することができる。

- 一 本学の教授又は准教授と同等程度の資格を有すると認められる者
- 二 外国の大学又は研究教育機関で、優れた教育研究上の実績があると認められる者
- 三 社会人等で、特定の分野において優れた知識及び経験を有すると認められる者

(選考)

第5条 客員教授等の選考は、人事委員会の議を経て学長が行う。

(委嘱)

第6条 客員教授等の委嘱は、学長の申出に基づき理事長が行う。

2 客員教授等の委嘱期間は、1年以内とする。ただし、再委嘱を妨げない。

(身分等)

第7条 客員教授等の身分については、非常勤の嘱託員とし、報酬については、委嘱の都度理事長が定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、人事委員会に諮り、教育研究審議会の議を経て、学長が行う。

附 則

1 この規程は、令和元年8月28日から施行する。